

厚生労働大臣

教育訓練給付金制度

修了認定されると雇用保険被保険者期間が3年以上の方は、訓練費(評価対象額)の20%が戻ります。(上限10万円)
給付制度初回利用者に関し、支給要件1年以上で支給可能

コース	受講車種						所持免許	教習総額	評価対象額	期間
	大型一種	大型二種	中型	大型特殊	けん引	フォークリフト				
C	○			○		○	中型8t限定MT	378,225	349,331	3ヶ月
E		○					大型	329,890	319,330	3ヶ月
F	○						中型8t限定MT	278,510	257,400	3ヶ月
G				○	○		普通車以上	205,700	189,640	1ヶ月
H	○						準中型5t限定MT	331,420	310,310	2ヶ月
I		○					中型8t限定MT	446,700	423,390	2ヶ月
J			○				準中型5t限定MT	165,650	146,740	1ヶ月

※平成19年6月2日から平成29年3月10日までに普通車を取得された方は、準中型(5t限定)免許です。

○支給資格

- 雇用保険の被保険者であった期間が通算3年以上あり、資格喪失後1年以内。
- 雇用保険の被保険者であった期間が1年以上あり、資格喪失後1年以内。
(初回の方に限る)

↑
訓練費(評価対象金額)の
20%が戻ります。

○教育訓練給付金

- 修了認定されると被保険者期間が3年以上の方は訓練費の20%が戻ります。(上限額10万円)
(給付制度初回利用者に関し、支給要件期間1年以上で支給が可能)

○教育訓練給付制度の流れ

- ①ハローワークにて**教育訓練給付金支給要件回答書**をもらいます。
- ②入校希望の前営業日までに、当校に電話でご連絡ください。
- ③回答書と料金を持参して来校してください。
(当校にて支給資格の確認を行います。)
- ④入校手続き
・料金のお支払い:現金又クレジットで一括でお支払いいただきます。
(クレジットの利用は、本人名義のみ利用可)
- ⑤領収書又はクレジット契約証明書を発行します。
- ⑥教習開始
- ⑦全教習修了後、教育訓練修了証を発行いたします。
- ⑧1か月以内に、本人の住居地を管轄するハローワークへ支給申請を行ってください。

仙台市・名取市・岩沼市・亶理郡の住所

ハローワーク仙台 022-229-8811

塩釜市・多賀城市・大郷町・宮城郡の住所

ハローワーク塩釜 022-362-3361